

通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興  
に関する法律の一部を改正する法律案  
＜ 予算関連法案 ＞

2010年までに訪日外国人観光旅客を1,000万人にするとの政府目標の達成を図るため、通訳案内業に係る参入規制の緩和を通じた通訳ガイドの数の増加、民間組織が創意工夫を生かして行う魅力ある観光地の整備の促進等、外国人観光旅客の来訪促進のための措置を講ずる。

### 1. 通訳ガイド制度の改善関係 (通訳案内業法等関係)

#### (1) 参入規制の緩和及び通訳案内士試験の実施基準の法定

「通訳案内業」の免許制を、「通訳案内士」の登録制に緩和する。また、通訳案内士試験の実施基準を法定し、試験レベルの適正化等により合格者の増加を図る。

#### (2) 地域限定通訳案内士試験制度の導入 (外客誘致法に規定)

都道府県の区域内でのみ通訳案内を行える「地域限定通訳案内士」の資格を認め、都道府県知事はその試験を実施できることとする。

#### (3) 業務の適正の確保

登録証の事前提示義務化、懲戒規定の整備、知識等の維持向上の努力義務化、ガイド団体の役割強化等によって、通訳ガイドの業務の適正化を図る。

### 2. 国際競争力ある観光地の整備関係 (外客誘致法関係)

#### (1) 民間組織による地域の観光振興事業に対する支援

民間組織（公益法人等）は、観光振興に関する事業構想について、市町村の作成する「地域観光振興計画」に適合している旨の認定を受けられることとする。

国は、の構想に関する具体的な事業計画を認定できることとし、認定事業には道路運送法の特例等の支援措置を設ける。（ 予算で補助制度を創設予定 ）

#### (2) 公共交通における外国語による案内表示等に関する措置

外国人の利用が見込まれる公共交通路線について、外国語による案内表示等の整備計画の策定、実施を義務付ける。

